

バーゼルⅡの枠組みの強化

バーゼルⅡの枠組みの強化の概要

金融庁
日本銀行

2009 年 9 月

目次

1. 「枠組み強化文書」公表の経緯

2. 「第1の柱」の見直し

- 再証券化エクスポージャーの取扱いの導入
- 外部格付の利用に際する要件の強化
- 適格流動性補完の取扱いの強化

3. 「第2の柱」の強化

- 銀行横断的なガバナンスとリスク管理
- オフバランス取引と証券化業務のリスクの捕捉
- リスクと収益を長期的視野で管理するインセンティブ

4. 「第3の柱」の見直し

バーゼルⅡの枠組みの強化の背景

2004年6月	バーゼルⅡ 最終案(「枠組文書」)の公表
2007年夏	サブプライム危機の勃発
2008年3月	主要国監督当局会合(SSG)リスク管理報告書(「SSGリスク管理報告書」)
2008年4月	SSGディスクロージャー報告書

2008年4月	金融安定化フォーラム(FSF)提言(「FSF提言」)
---------	----------------------------

2008年7月	国際金融協会(IIF)ベストプラクティス報告書(「IIF報告書」)
---------	-----------------------------------

2008年11月	G20行動計画
----------	---------

2009年1月	バーゼル委「市中協議文書」公表
---------	-----------------

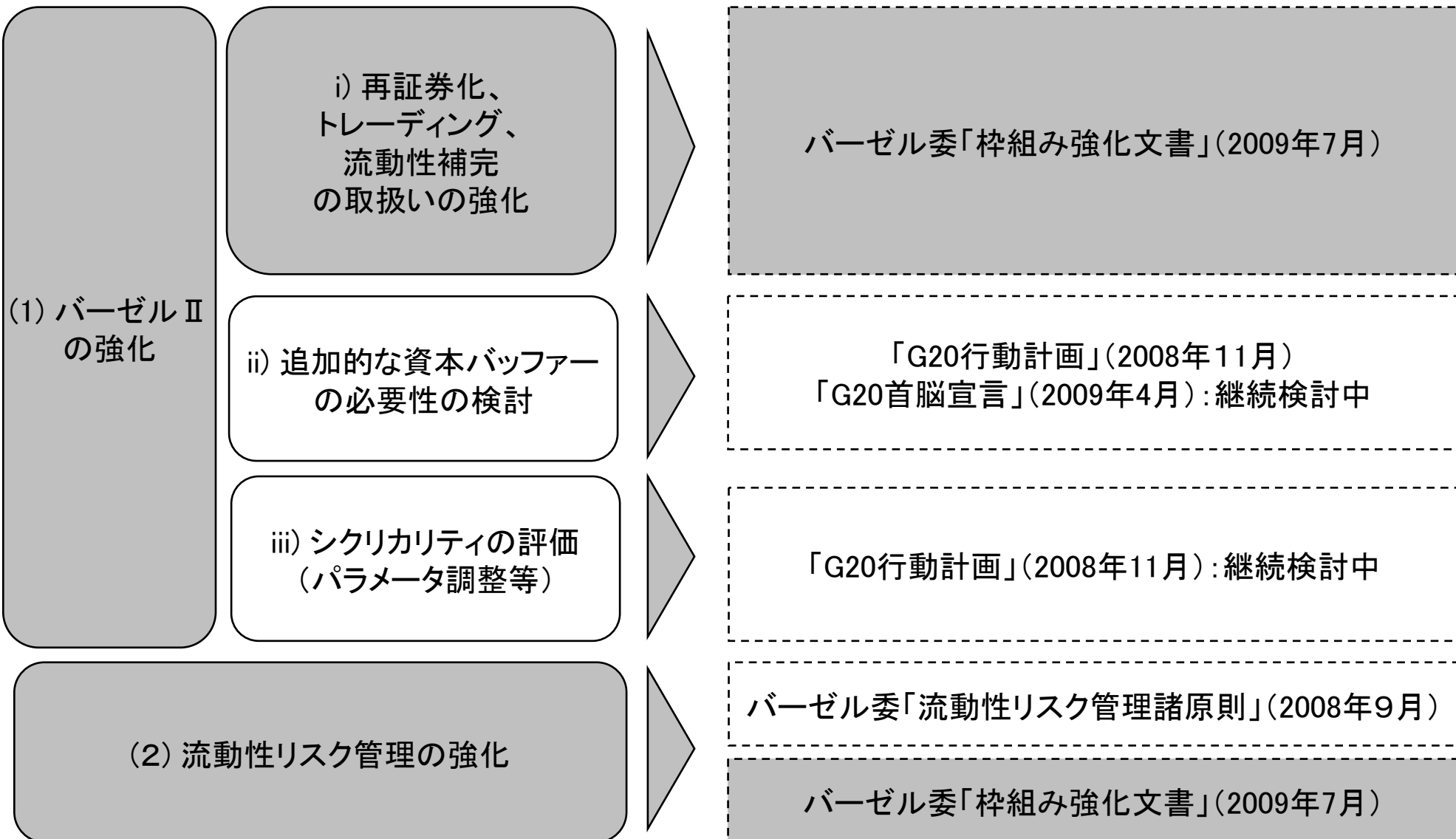
2009年4月	G20ロンドン・サミット首脳宣言(金融システムの強化に関する宣言)
---------	-----------------------------------

2009年7月	バーゼル委「枠組み強化文書」公表
---------	------------------

「FSF提言」を受けたバーゼル委の主な取組み(1)

「FSF提言」

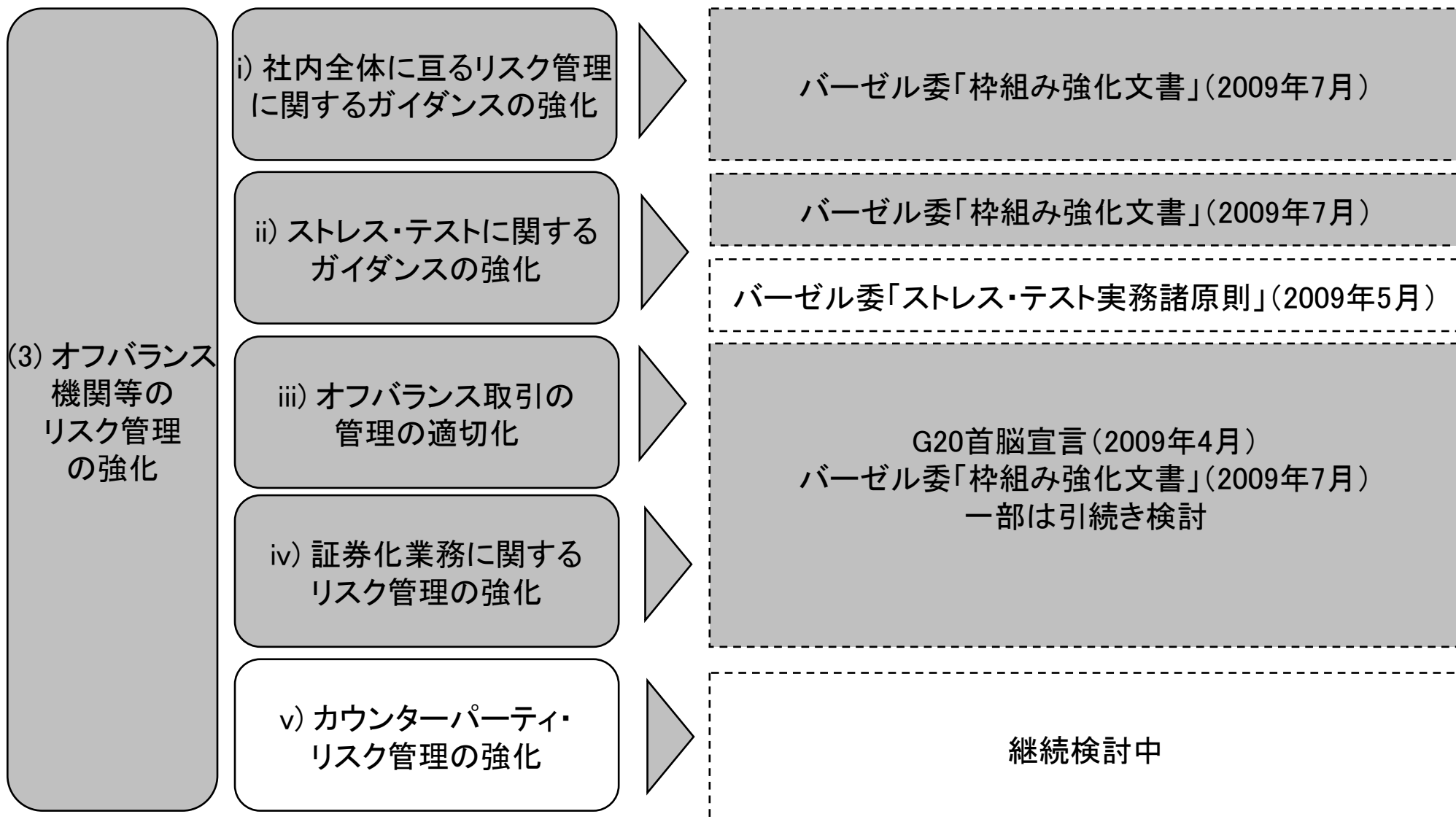
バーゼル委の取組み



「FSF提言」を受けたバーゼル委の主な取組み(2)

「FSF提言」

バーゼル委の取組み



「FSF提言」を受けたバーゼル委の主な取組み(3)

「FSF提言」

バーゼル委の取組み

(4) 透明性・
価値評価の
強化

i) 証券化エクスポージャー、
スポンサー業務、流動性
補完、価値評価に関する
バーゼルⅡ「第3の柱」
の強化

ii) 銀行の価値評価実務
の補強及び
当局の審査の向上
を目的とした
ガイダンスの強化

バーゼル委「枠組み強化文書」(2009年7月)

バーゼル委「公正価値評価実務のガイダンス」
(2009年4月)

バーゼル委「枠組み強化文書」(2009年7月)

(5) 格付の
利用・役割の
変更

バーゼルⅡにおける
格付の利用の
依存状況を検証

継続検討中

バーゼルⅡの枠組みの強化に関する文書(7月13日発表)の構成

(1) 「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」

- 実施時期:2010年末

(2) 「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」

- 実施時期:2010年末

(3) 「バーゼルⅡの枠組みの強化」

- 実施時期:

- 「第1の柱」及び「第3の柱」:2010年末

- ⇒ 市中協議文書(2009年1月)では「2009年末までの実施」が提案されていたが、市中協議結果を踏まえ、十分な実施準備期間を設定する観点から、「2010年末までの実施」に変更。

- 「第2の柱」:2009年7月(本文書公表後直ちに)

- ⇒ 「直ちに実施」とは、出来るものから速やかに実施していくことを意味し、必ずしも全ての要請を2009年7月時点で実施済みであることを意味するものではない。

「第1の柱」の強化の概要

(1) 再証券化エクスポージャーの取扱いの導入

① 再証券化エクスポージャーの定義

② 内部格付手法(IRB)における再証券化エクスポージャーの取扱いの導入

③ 標準的手法における再証券化エクスポージャーの取扱いの導入

(2) 外部格付の利用に際する要件の強化

④ 自行保証が付された証券化エクスポージャーの外部格付の利用に際する要件の強化

⑤ 外部格付を利用する際の適格要件の強化

(3) 適格流動性補完の取扱いの強化

⑥ 標準的手法における適格流動性補完の取扱いの修整

⑦ IRBにおける適格流動性補完の取扱いの修整

⑧ 「市場破綻時にのみ引き出し得る適格流動性補完」の取扱いの廃止

「第1の柱」の強化(1):再証券化エクスポージャーの取扱いの導入

① 再証券化エクスポージャーの定義の導入

● 再証券化エクスポージャーの定義

- 再証券化エクスポージャーとは、裏付資産プールに係るリスクが階層化され、同資産プールの少なくとも一つの資産が証券化エクスポージャーであるものを言う。さらに、一又は二以上の再証券化エクスポージャーに対するエクスポージャーも、再証券化エクスポージャーである。
- 多くの証券化取引の複雑性に鑑み、該当取引が再証券化エクスポージャーとなるか否かにつき不確実性がある場合には、銀行に対し、各国監督当局と協議することを推奨。
- 監督当局は、当該取引の経済実態に基づき、再証券化エクスポージャーに該当するか否かを判断する。

● 具体例

- マルチ・セラー型のABCPプログラムに対する一部の信用補完、流動性補完は再証券化エクスポージャーには該当しない。
- CDO²(CDOを裏付けとしたCDO)に対する保証を提供するクレジット・デリバティブは、再証券化エクスポージャーに該当。

「第1の柱」の強化(1):再証券化エクスポージャーの取扱いの導入

②IRBにおける再証券化エクスポージャーの取扱いの導入

格付 長期/短期	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー	
	優先ランシエ リスク・ウェイト	基本リスク・ウェイト	分散度合いが低いプール 資産のリスク・ウェイト	優先ランシエ	それ以外
AAA/A1	7%	12%	20%	20%	30%
AA	8%	15%	25%	25%	40%
A+	10%	18%	35%	35%	50%
A/A2	12%	20%	35%	40%	65%
A-	20%	35%	35%	60%	100%
BBB+	35%	50%	50%	100%	150%
BBB/A3	60%	75%	75%	150%	225%
BBB-	100%	100%	100%	200%	350%
BB+	250%	250%	250%	300%	500%
BB	425%	425%	425%	500%	650%
BB-	650%	650%	650%	750%	850%
BB-以下 /A3未満	自己資本控除			自己資本控除	

指定関数方式(SF)においても、再証券化エクスポージャーの取扱い
(リスク・ウェイトのフロア=20%)を導入。

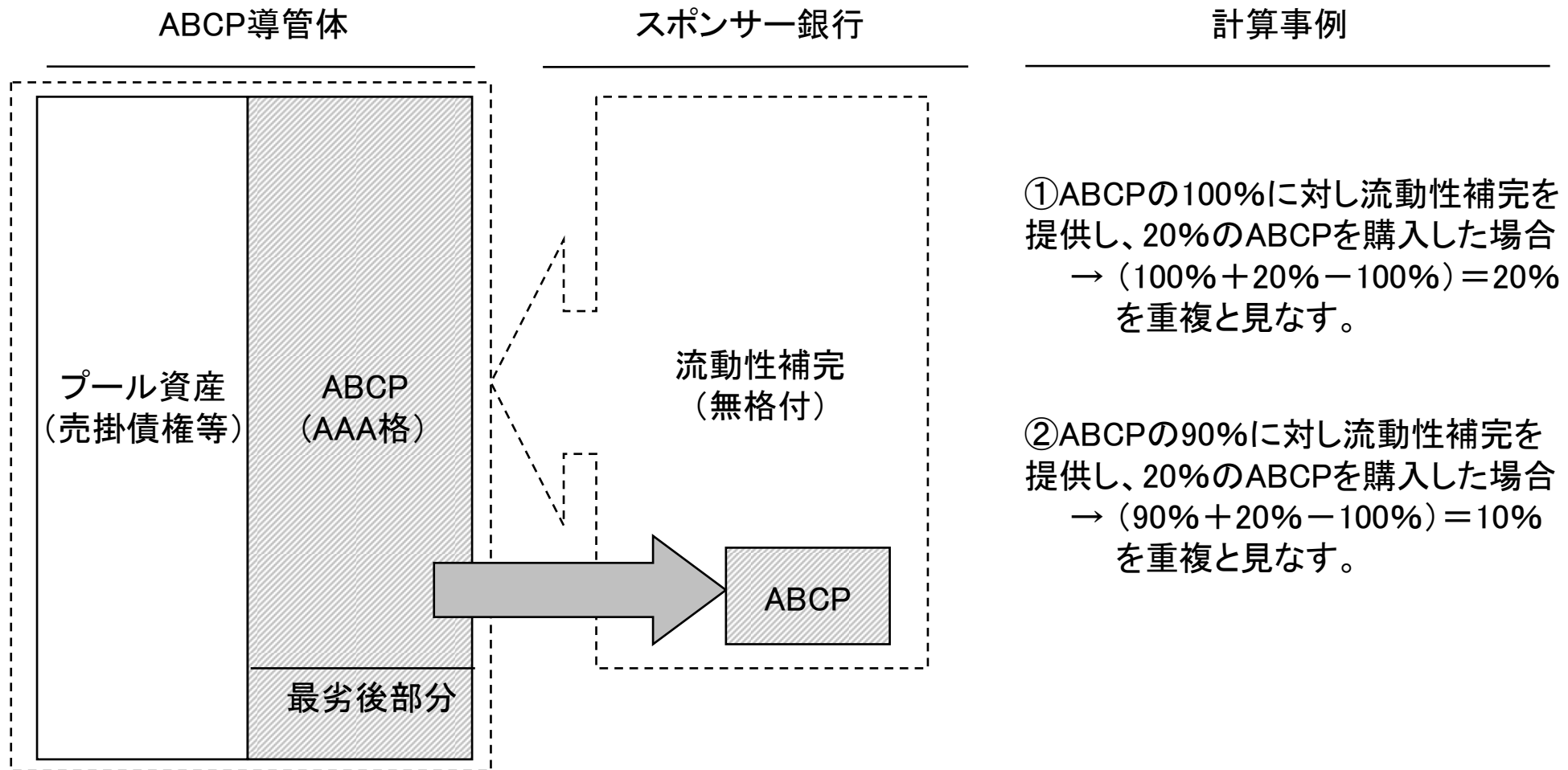
「第1の柱」の強化(1):再証券化エクスポージャーの取扱いの導入

③標準的手法における再証券化エクスポージャーの取扱いの導入

格付 長期/短期	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
AAA to AA-/A-1	20%	40%
A+ to A-/A-2	50%	100%
BBB+ to BBB-/A-3	100%	225%
BB+ to BB-	350%	650%
B-以下又は無格付/A-3未満又は 無格付	自己資本控除	自己資本控除

「第1の柱」の強化(2):外部格付の利用に際する要件の強化

④ 自行保証が付された証券化エクスポージャーの外部格付の利用に際する要件の強化



金融市場の混乱の中、流動性補完を引き出される代わりに、ABCPを購入する事例が続出

➡ ABCPの外部格付が自行による未実行サポートに依存する場合、当該格付の利用を禁止

「第1の柱」の強化(2): 外部格付の利用に際する要件の強化

⑤外部格付を利用する際の適格要件の強化

- 銀行は、個々の証券化エクスポージャーのリスク特性と、当該証券化エクスポージャーの裏付資産プールリスク特性につき、常時包括的に理解していなければならない。
(Para.565(ii))
- 銀行は、裏付資産プールのパフォーマンス情報を、常時かつ時宜的(timely)に入手可能でなければならない。(Para.565(iii))
 - － エクスポージャーの種類、延滞債権(30日、60日、90日)の割合、デフォルト率、期限前返済率、平均信用スコア又は他の信用力を表す指標、平均LTV(Loan-To-Value)比率など
 - － 再証券化エクスポージャーの場合、裏付となる証券化エクスポージャーのトランシェの発行体名、信用力だけでなく、当該証券化エクスポージャーの裏付資産プールの特性や業績
- 銀行は、証券化取引の仕組み上の特徴をよく理解しなければならない。(Para.565(iv))
 - － 契約上の支払い構造(ウォーターフォール)、信用補完、流動性補完、支払いトリガー、デフォルト定義など

「第1の柱」の強化(3):適格流動性補完の取扱いの強化

標準的手法における現行の取扱い

流動性補完の適格要件*
(Para.578)

標準的手法におけるリスクアセットの算出方法

- (a) 信用供与が実効される状況が、契約の中で明確にされかつ限定されなければならない等。
- (b) 流動性補完は、Para.452～459で定義されたデフォルト状態にある信用リスク・エクスポージャーを補填するために利用されることのないよう、資産の質のテスト(asset quality test)を行う必要がある等。
- (c) 流動性補完は、関係する信用補完が全て利用された後に提供されてはならない。
- (d) 流動性補完は、他の投資家の権利に劣後したり、債務の繰延べ又は放棄の対象とされてはならない。

オフバランス掛目 (CCF)		リスクウェイト
適格要件を満たし、 原契約期間が 1年以下の場合	20%	×
適格要件を満たし、 原契約期間が 1年超の場合	50%	
適格要件を満たし、 資本市場での 資金調達が可能と なる時(市場破綻時)に のみ提供される場合	0%	×
適格要件を 満たさない 流動性補完	100%	×

裏付資産の
最大
リスク・ウェイト

* 「告示」第1条第73号に対応。

「第1の柱」の強化(3):適格流動性補完の取扱いの強化

IRBにおける現行の取扱い

IRBにおけるリスクアセットの算出方法

	オフバランス掛目 (CCF)			リスクウェイト	
	原則	例外*		原則	例外*
適格要件を満たし、 原契約期間が 1年以下の場合	100%	50%	×	a) 格付あり →格付準拠方式 (RBA)又は 内部評価方式 (IAA)のリスク・ ウェイト (7%~1250%)	裏付資産の 最大 リスク・ウェイト (標準的手法)
適格要件を満たし、 原契約期間が 1年超の場合		100%			
適格要件を満たし、 資本市場での資金調達が 不可能となる時(市場破綻時) にのみ提供される場合	a) 格付あり →100% b) 格付なし →20%	20%	×	b) 格付なし →指定関数方式 (SF)に基づく リスク・ウェイト (7%~1250%)	自己資本控除
適格要件を 満たさない 流動性補完	100%		×		

* 裏付資産の所要自己資本(K_{IRB})算出が実務上非常に困難と当局が認める場合

「第1の柱」の強化(3):適格流動性補完の取扱いの強化

⑥ 標準的手法における適格流動性補完の取扱いの修整

⑧ 「市場破綻時にのみ引き出し得る適格流動性補完」の取扱いの廃止

流動性補完の適格要件*

(Para.578)

標準的手法におけるリスクアセットの算出方法

オフバランス掛目
(CCF)

リスクウェイト

(a) 信用供与が実効される状況が、契約の中で明確にされかつ限定されなければならない等。

(b) 流動性補完は、Para.452～459で定義されたデフォルト状態にある信用リスク・エクスポージャーを補填するために利用されることのないよう、資産の質のテスト (asset quality test) を行う必要がある等。

(c) 流動性補完は、関係する信用補完が全て利用された後に提供されてはならない。

(d) 流動性補完は、他の投資家の権利に劣後したり、債務の繰延べ又は放棄の対象とされてはならない。

適格要件を
満たした
流動性補完

50%

×

裏付資産の
最大
リスク・ウェイト

適格要件を
満たさない
流動性補完

100%

×

金融危機を通じ、適格流動性補完のリスクが想定外に高いことが判明

➡ 適格流動性補完のCCFを「50%」に一本化

「第1の柱」の強化(3): 適格流動性補完の取扱いの強化

⑦ IRBにおける適格流動性補完の取扱いの修整

⑧「市場破綻時にのみ引き出し得る適格流動性補完」の取扱いの廃止

IRBにおけるリスクアセットの算出方法

	オフバランス掛目 (CCF)		リスクウェイト	
	原則	例外*	原則	例外*
適格要件を満たした 流動性補完	100%	100%	× a) 格付あり → 格付準拠方式 (RBA) 又は 内部評価方式 (IAA) のリスク・ ウェイト (7%~1250%)	裏付資産の 最大 リスク・ウェイト (標準的手法)
			× b) 格付なし → 指定関数方式 (SF) に基づく リスク・ウェイト (7%~1250%)	
適格要件を 満たさない 流動性補完	100%		×	自己資本控除

* 裏付資産の所要自己資本(K_{IRB})算出が実務上非常に困難と当局が認める場合

「第2の柱」の強化の概要

- (1) 銀行横断的なガバナンスとリスク管理(Firm-wide risk management)の強化
 - 銀行横断的なリスク特性を理解すること
 - 銀行横断的なエクスポージャー情報を理解しやすい複数の指標を用いて適時に合算すること
 - 景気循環を通じた長期的な成果を勘案する方法によりリスク選好度を設定すること
 - リスク・エクスポージャー及びリスク集中を当該リスク選好度に従って制御する明確なインセンティブを銀行横断的に設定すること
- (2) オフバランス取引と証券化業務のリスクの捕捉
 - オン・オフ双方のエクスポージャーから生じる銀行横断的なリスク集中の捕捉
 - 証券化業務から生じる銀行横断的なリスク集中の捕捉
 - 契約外のコミットメント、暗黙の支援(implicit support)、風評リスクが、銀行のリスク・エクスポージャー、自己資本及び流動性に潜在的に与え得る影響の捕捉
- (3) リスクと収益を長期的視野で管理するインセンティブ構造の確立
 - 銀行が、各行のビジネスモデルに付随する長期的なリスクと収益を反映した、適切なインセンティブ構造を銀行横断的に確立すること
 - 金融安定化フォーラム(現金融安定理事会(FSB))が本年4月に公表した「健全な報酬慣行に関する原則」に言及

「第2の柱」の強化①: 銀行横断的なガバナンスとリスク管理の強化

(1) 取締役会及び経営陣の積極的な関与

- 取締役会及び経営陣は、銀行横断的なリスク特性を理解すること。
- 新しい業務や金融商品の取扱いを始める際には、取締役会及び経営陣は、銀行横断的なリスクへの影響とリスク管理のための適切なインフラ及び内部統制を整備すること。 等

(2) 適切なリスク管理方針・手続及びリミット

- リスク管理方針・手続及びリミットは、業務部門及び銀行全体のレベルで、リスクの適切かつ時宜的な把握、計測、モニタリング、統制、削減を可能にすること。 等

(3) リスクの包括的かつ時宜的な把握・計測・削減・統制・モニタリング・報告

- 銀行のMIS(経営情報システム)は、取締役会及び経営陣に明確かつ端的な方法で、銀行のリスク特性に関する時宜的かつ適切な情報を提供すること。 等

(4) 業務部門及び銀行全体レベルでの適切なMIS(経営情報システム)の構築

- 取締役会及び経営陣は、銀行全体のリスク特性及びリスク集計の主要な前提に関する定期的で、正確かつ時宜的な情報を、MISが提供できるよう努める必要があること。 等

(5) 包括的な内部統制

- リスク管理態勢は、独立した内部統制部門及び内部(又は外部)監査人によって、頻繁にモニタリング・検証されること。 等

「第2の柱」の強化②: オフバランス取引と証券化業務のリスクの捕捉

(1) リスク評価と管理

- 銀行は、ストラクチャード商品に投資する際は、裏付けとなるリスクの分析を行い、外部格付のみに依存してはならない。
- 証券化エクスポージャーの評価に際しては、裏付けとなるエクスポージャーの信用力とリスク特性(リスク集中を含む)を全て把握していなければならない。
- 銀行は、証券化取引の仕組みに関する包括的な理解に基づき、リスク評価を行わねばならない。
- 証券化取引のオン及びオフバランス・エクスポージャーの業績に影響を与え得るトリガー、信用事由その他の契約上の要件を把握し、資金調達/流動性や信用リスク管理と統合しなければならない。
- 銀行は、証券化市場を通じた資金調達が困難に陥った場合のコンティンジェンシー・プランを策定しなければならない。等

(2) 風評リスクと契約外の支援(implicit support)

- 経営陣は、新しい市場・商品・業務に参入する場合、風評リスクの原因を把握するための適切な方針を定めなければならない。
- 銀行は、風評上の懸念を有するエクスポージャーを把握した場合、提供するかもしれない支援額、又は劣悪な市場環境の下で生じ得る損失額を計測しなければならない。等

「第2の柱」の強化③:リスクと収益を長期的視野で管理する インセンティブ構造の確立

FSF/FSB「健全な報酬慣行に関する原則」(2009年4月公表)の概要

(1) 報酬についての実効的なガバナンス

- 取締役会は、報酬制度の仕組み・運用を主体的に管理しつつ、意図された通りに機能していることを確保すべく、報酬制度を監視・点検しなければならない。
- 財務・リスク管理に携わる職員には、①独立性と適切な権限が与えられなければならない、②管理対象とする業務分野から独立した形で、その重要な役割に見合うような報酬が支払われなければならない。

(2) 健全なリスクテイクとの整合性確保

- 銀行は、報酬と引き受けたリスクとのバランスが取れているように、報酬があらゆるタイプのリスクと整合的であることを確保しなければならない。
- 銀行は、報酬の支払いスケジュールがリスクの発生する時間軸に応じたものであること、また、現金・株式等の報酬の組み合わせがリスクと整合的であることを確保し、その合理性を説明できなければならない。

(3) 実効的な監督と関係者の関与

- 監督当局は、厳格かつ継続的な検証(レビュー)を行わなければならない。また、問題に対しては監督上の措置で迅速に対処しなければならない。
- 規制・監督上の措置は、国によって当然異なるかたちを採る。
- 銀行は、自らの報酬慣行について、明確で包括的かつ適時の情報開示を行わなければならない。

「銀行の金融商品公正価値実務の評価のための監督上のガイダンス」 (2009年4月公表)

1. 金融商品の公正価値評価に係る監督上の期待

(1) 公正価値評価のガバナンスと統制

- 監督当局は、銀行の取締役会が、リスク管理や財務報告のために公正価値で評価される全ての金融商品に関し、適切なガバナンス構造及び統制プロセスを確保することを期待する。

(2) 公正価値評価のためのリスク管理と報告

- 監督当局は、銀行が、評価額の決定に使用される技法の策定・検証のための健全なプロセスを有することを期待する。
- 監督当局は、銀行が、公正価値の推計値が可能な限り信頼度の高いものとなるよう、適切かつ信頼度の高い入力情報を最大限活用するとともに、その他全ての重要な情報を反映することを期待する。
- 監督当局は、銀行が、公正価値評価の不確実性を明確に分析する公正価値評価及びリスク管理プロセスを有し、全ての重要な情報の不確実性は、取締役会及び上級管理職に伝達される情報に含まれることを期待する。

2. 銀行の公正価値評価実務に係る監督上の評価

- 監督当局は、適切なガバナンス、リスク管理や統制実務を含む、銀行の金融商品の公正価値評価実務を評価し、自己資本の充実度の評価を行う際に当該評価を反映すべきである。

「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」

(2008年9月公表)

(1) 流動性リスク管理のガバナンス

- 銀行は、流動性リスクに対する許容度を明確に定めるべき。
- 上級管理職は、リスク許容度に合わせて流動性リスクを管理し、十分な流動性を維持することを確保するような戦略等を策定すべき。

(2) 流動性リスクの測定と管理

- 銀行は、流動性リスクを把握、測定、モニタリング及び統制する健全なプロセスを保有すべき。
- 銀行は、調達源や調達条件を有効に分散するような資金調達戦略を策定すべき。
- 銀行は、各種の流動性ストレス・シナリオに備えて、高品質の流動性資産(国債等)を流動性クッションとして保有すべき。

(3) 監督当局の役割

- 監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組みと流動性ポジションを定期的に評価すべき。
- 監督当局は、実効的な協力関係を促進するよう、国内外を問わず、他の監督当局や中央銀行等とコミュニケーションを図るべき。

「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」

(2009年5月公表)

1. 銀行向けの諸原則

(1) ストレス・テストの活用及びリスク・ガバナンスへの反映

- ストレス・テストは、銀行全体のガバナンス及びリスク管理文化の不可欠な一部を構成すべき。
- 銀行は、以下を満たすストレス・テスト・プログラムを実施すべき。
 - － リスクの特定及び統制を促すものであること
 - － 他のリスク管理手法を補完するリスクの見通しを提供するものであること
 - － 資本及び流動性の管理を向上するものであること
 - － 銀行内外のコミュニケーションを強化するものであること

(2) ストレス・テストの手法及びシナリオの選択

- ストレス・テストは、銀行横断的なレベルを含む、様々なリスク及び事業分野をカバーすべき。
- ストレス・テスト・プログラムは、フォワード・ルッキングなシナリオを含む様々なシナリオを含むべき。

(3) 個別的な対象分野

- ストレス・テスト・プログラムは、明示的に、証券化エクスポージャーのような複雑且つテ일러・メイドな商品を対象に含めるべき。

2. 監督当局向けの諸原則

- 監督当局は、銀行のストレス・テスト・プログラムを、定期的かつ包括的に評価すべき。
- 監督当局は、銀行横断的なストレス・シナリオの範囲及び厳しさの程度を評価するとともに、必要に応じてその妥当性に疑問を呈すべき。

「第3の柱」の強化の概要

(1) トレーディング勘定の証券化エクスポージャー

- 銀行(バンキング)勘定の証券化エクスポージャー並みの詳細情報(定性・定量)の開示

(2) オフバランス導管体に係るスポンサー業務

- 「スポンサー業務」に係るSPE(証券化目的導管体)等の開示

(3) 内部評価方式(IAA)のABCP流動性補完

- IAAに関するIRB並みの詳細な定性情報の開示

(4) 再証券化エクスポージャー

- 金融保証人の信用力等に応じ、再証券化エクスポージャーの保有額を開示

(5) 証券化エクスポージャーの価値評価

- 証券化エクスポージャーの価値評価に関する主要な前提等の開示

(6) 証券化エクスポージャーに係るパイプライン/ウェアハウジング・リスク

- パイプライン/ウェアハウジング中のエクスポージャーに係る会計方針や定量情報の開示

「FSF提言」に基づく開示実務や「第1の柱」の見直しを踏まえ、「第3の柱」を強化